

令和6年6月18日

建設事業者
建設工事従事者の皆様 様

県土整備部長

工事現場の災害防止対策の徹底について

工事現場における安全対策については、日頃から特段の配慮をいただいているところですが、近年の気候変動の影響を踏まえ、非出水期においても豪雨・波浪等による工事中の災害が発生していることから、今一度、下記の点に留意の上、工事現場における災害防止対策の徹底をお願いします。

記

1. 事前に気象情報の収集に努め、豪雨・出水が予測される場合は、現場作業の状況を確認し、必要に応じ応急対策を行うなど、臨機に措置を講じること。
2. 特に地山の掘削を伴う工事の施工は、豪雨の影響により地山に緩みが生じることによる発災の可能性に留意の上、作業箇所及びその周辺の地形や地質、含水及び湧水の状態等を十分に調査し、調査結果を踏まえた対策を講じるなど、災害防止に努めること。
また、施工方法については、施工性だけでなく安全性について十分検討の上、必要に応じ、施工範囲の縮小や仮設工の追加など作業計画を見直し、発注者と協議の上、現場の安全確保に努めること。
3. 増水、暴風、高潮、波浪等に対して、工事用機械、足場、仮囲い、仮締切り等の仮設物、工事看板及び資材等の管理に十分留意し、流出、損壊、飛散を生じさせることのないよう、必要な対策を講じること。
4. 河川内の工事について、発注者との協議の結果、出水期間中に施工することがやむを得ないものについては、その施工に際して、工事施工箇所周辺も含めて適切な災害防止対策を講じること。
また、工事資材等による河積阻害や、仮締切の構造に不適切なものがないか再度確認し、撤去等の検討も含め、適切な対応を講じること。
5. 自社のみではなく、協力会社等も含め、現場全体で熱中症対策を講じるとともに、熱中症を疑う症状がみられた場合は直ちに応急処置を行い、緊急要請及び医療機関への搬送等適切な対応を講じること。
6. 緊急時の連絡体制の確認を再度徹底し、万が一、災害が発生した場合は、速やかに発注者及び関係機関へ連絡するとともに、現場の安全確保に努めること。